

LGWAN 接続系端末の更改及び無線化環境構築業務
仕様書

小 矢 部 市

目次

第1章 事業概要

- 1.1 件名
- 1.2 委託期間
- 1.3 業務委託料上限額
- 1.4 事業スケジュール案
- 1.5 業務内容

第2章 基本要件

- 2.1 前提条件
- 2.2 基本要件

第3章 セキュリティ対策

第4章 マニュアル作成・職員研修

- 4.1 管理者用マニュアル
- 4.2 管理者説明会

第5章 保守業務

第6章 検査・納品物

- 6.1 納品物、納品数量
- 6.2 納品場所等

第7章 機器・使用材料の負担

第8章 その他留意事項

- 8.1 再委託
- 8.2 契約不適合責任
- 8.3 著作権
- 8.4 紛争等
- 8.5 情報漏えい
- 8.6 損害賠償
- 8.7 疑義事項
- 8.8 その他の追加提案
- 8.9 支払方法

第1章 事業概要

1.1 件名

LGWAN 接続系端末の更改及び無線化環境構築業務

1.2 委託期間

契約締結日の翌日から令和7年10月20日まで

1.3 業務委託料上限額

LGWAN 接続系端末の更改及び無線化環境構築業務の総額は、90,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

1.4 事業スケジュール案

本市が予定している事業スケジュールは、次のとおりである。詳細なスケジュールについては、契約締結後に本市と受託業者で協議の上、決定する。

項目	令和7年				
	6月	7月	8月	9月	10月
機器調達等		→			
ネットワーク認証装置 構築・導入			→		
無線 AP・LGWAN 端末 事前設定作業			→		
無線 AP・LGWAN 端末 現地納入対応				→	
動作確認作業等				→	→

1.5 業務内容

- (1) LGWAN 接続系業務端末の更改（端末初期設定及び納入対応）
- (2) ネットワーク認証装置の導入（機器設定及び納入対応）
- (3) LGWAN 接続系アクセスポイントの導入（機器設定及び納入対応）

※これらの装置等については、今後計画されている新庁舎への移行においても支障のない構成とすること。

第2章 基本要件

以下に掲げる事項を基本要件とする。また、目的達成のため有益であると思われる要件等がある場合は提案に含めること。

2.1 前提条件

- (1) 調達されるハードウェア機器は、公告日時点においてメーカーの製品カタログ等に記載されており、かつ製造が継続されていること。また、新品未使用の製品であること。
- (2) 本業務に必要な資材等については、原則として受託業者で用意すること。
- (3) 配送・搬入等にかかる経費は受託業者にて負担すること。

2.2 基本要件

- (1) LGWAN 接続系業務端末の更改（端末初期設定及び納入対応）

① 導入要件

ア OS インストール（アップデート含む）を行うこと。

イ ネットワーク設定(IP アドレス設定を含む)を行うこと。

※設定するネットワーク情報は、本市から受託業者へ提示する。

ウ プリンタ及びスキャンの設定を行うこと。

エ アプリケーションのライセンス購入とインストールを行うこと。

※詳細は、以下「③ アプリケーション要件」のとおり

オ 付属品の設定を行うこと。

※詳細は、以下「④ 付属品」のとおり

カ 本市から提供するソフトウェアを端末にセットアップすること。

キ ネットワーク接続は、本市の LGWAN 接続系ネットワークのみを接続できる設定とすること。また、無線で利用できるネットワークは、本市が許可した LGWAN 接続系ネットワーク用アクセスポイントの SSID のみを表示するとともに、インターネット接続用のアクセスポイント等を経由して直接インターネットへ接続できないように設定すること。

ク 本市が導入済みの「SKYSEA Client View Government License Professional Edition」(Sky (株) 製)の機能である「ブラウザ環境分離」を利用してインターネット環境へアクセスできること。

ケ 本市が指定する端末番号をシール銘板等で表示すること。

コ 設定が完了した端末は、本市が指定する場所へ納入すること。既存端末から新端末へのデータ移行及び実機の交換作業は本市にて実施する。

サ 更改する端末の内、本市が指定した端末台数分の回収・廃棄を行うこと。

シ その他、追加で発生した作業等については、本市と協議の上、決定する。

② 機能要件

ア 通常型ノートパソコン

台数：53 台以上

形状	クラムシェル型
OS	Windows11 Pro
CPU	下記の CPU 以上のスペックのもの ・インテル® Core™ 5 120U 10 コア(2P コア 8E コア) 最大 5.0 GHz まで可能 ・AMD Ryzen™ 5 220 6 コア/12 スレッド 最大 4.9 GHz まで可能
メモリ	メモリ容量 16GB 以上
ストレージ	SSD 256GB 以上
ディスプレイ	画面サイズ 15 型～16 型
カメラ	内臓 (Windows Hello 対応)
ワイヤレス	Wi-Fi6 対応 (IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n 準拠)
インターフェース ※	以下の出力ポートが利用可能であること USB Type-c × 1、USB 3.0 × 2、DVI-D × 1、LAN × 1、HDMI × 1
生体認証	登載 (Windows 標準機能のである Windows Hello の利用も可とする)
重量	2kg 以下

※ドッキングステーションや変換アダプタ等による利用も可とする。

イ 軽量型ノートパソコン

台数：195 台以上

形状	クラムシェル型
OS	Windows11 Pro
CPU	下記の CPU 以上のスペックのもの ・インテル® Core™ 5 120U 10 コア(2P コア 8E コア) 最大 5.0 GHz まで可能 ・AMD Ryzen™ 5 220 6 コア/12 スレッド 最大 4.9 GHz まで可能
メモリ	メモリ容量 16GB 以上
ストレージ	SSD 256GB 以上
ディスプレイ	画面サイズ 13 型～14 型
カメラ	内臓 (Windows Hello 対応)
ワイヤレス	Wi-Fi6 対応 (IEEE802.11ax/ac/a/b/g/n 準拠)
インターフェース ※	以下の出力ポートが利用可能であること USB Type-c × 1、USB 3.0 × 2、DVI-D × 1、LAN × 1、HDMI × 1
生体認証	登載 (Windows 標準機能のである Windows Hello の利用も可とする)
重量	1.5kg 以下

※ドッキングステーションや変換アダプタ等による利用も可とする。

③ アプリケーション要件

業務端末分のライセンス購入とインストールを行うこと。

- ・Office LTSC Standard 2024 (Excel、Word、PowerPoint)

④ 付属品

ア 無線マウス (Bluetooth 推奨)

数量：端末納入台数と同じ

イ ドッキングステーションまたは変換ケーブル

数量：② 機能要件を適合させる為に必要な数

ウ 有線テンキーボード (Tab キー付き)

数量：30 個

エ セキュリティワイヤー (長さ 2 m)

数量：238 本以上

(2) ネットワーク認証装置の導入 (機器設定及び納入対応)

① 導入要件

無線ネットワーク接続時に RADIUS 認証を行えるよう、ネットワーク認証サーバ 2 台 (主・従) 及びデバイス管理サーバ 1 台を導入すること。

※設定するネットワーク情報は、本市から受託業者へ提示する。

② 機能要件

ア Web 管理画面で製品を操作できること。その言語は日本語、及び英語から選択でき、Web 管理画面へのアクセスは暗号化されていること。

イ Web 管理ページのヘッダー部分にて、RADIUS サービス、CA サービス、ネットワーク、システム等の状態が正常または異常であることを確認できること。

ウ ソフトウェアとハードウェアが一体となったアプライアンス製品であること。

エ 無線接続端末数は 350 台とするが、端末更改時等を想定し、余裕をもった証明書発行数を有すること。

オ EIA 規格 19 インチラックに固定可能であること。ラック占有は機器 1 台につき 1RU 以下であること。

カ 障害発生時の影響を考慮し、2 台の冗長構成に対応すること。

キ 導入後の運用の簡易化を想定し、デバイス管理サーバはネットワーク認証サーバとして調達した製品と連携し、ネットワーク接続時の認証に利用可能なデジタル証明書を配布できるように必要な設定を行うこと。

- ク ネットワークインターフェイスとして、10BASE-T/100BASE-TX/
1000BASE-T ポートを 4 つ以上有し、サービス提供用インターフェイス、
管理アクセス用インターフェイス、冗長化時のデータ同期用インターフ
ェイスとして利用可能なこと。
- ケ 本体前面に起動及び停止ボタンを有し、ボタン操作のみで安全にシス
テムのシャットダウンを完了できること。
- コ 複数台の構成にて利用者情報を他の RADIUS サーバに複製する機能を
持ち、複製先として動作すること。また、複製元の特定の利用者グルー
プに所属する利用者情報のみ複製する機能を有すること。
- サ RADIUS 認証成功または失敗時に出力するログに、NAS-Identifier 属性、
NAS-IP-Address 属性、送信元 IP アドレスの記載があること。また、
EAP-TLS 認証成功時には、クライアント証明書のサブジェクトとシリアル
番号が記載されること。

(3) LGWAN 接続系アクセスポイントの導入（機器設定および納入対応）

① 導入要件

本業務で導入する LGWAN 接続系業務端末が、下記アクセスポイント設置場
所にて、無線環境で本市の LGWAN 接続系ネットワークに接続できるようア
クセスポイントを導入し、必要な設定を行うこと。

※設定するネットワーク情報は、本市から受託業者へ提示する。

アクセスポイント設置場所	台数
本庁 1 階 (市民課、上下水道課、定住支援課、会計課)	4 台
本庁 2 階 (企画政策課、デジタル推進課、総務課、電子計算室、特 別会議室)	5 台
本庁 3 階 (議事調査課)	1 台
本庁 4 階 (都市建設課、農林課、観光課、講堂、402 会議室)	5 台
本庁 5 階 (文化スポーツ課、501 会議室、502 会議室)	3 台
総合保健福祉センター (健康福祉課、こども家庭課、会議室用×2)	4 台
計	22 台

※設置場所付近に電源コンセントと LGWAN 接続系の LAN ケーブル有り

② 機能要件

- ア 周波数は 2.4GHz と 5GHz が利用できること。
- イ 無線セキュリティ規格は、WPA2/WPA3 を用いること。
- ウ セキュリティ対策として、本業務で導入する RADIUS 認証を行うこと。
- エ 本市が指定する LGWAN 接続系業務端末のみ接続可能であること。

第3章 セキュリティ対策

- (1) 本市の情報セキュリティポリシーに準拠し、セキュリティ対策を講じること。
- (2) 業務端末の紛失やなりすまし防止等の対策として、生体認証とパスワードの二要素認証とすること。

第4章 マニュアル作成・職員研修

4.1 管理者用マニュアル

- (1) 管理者機能やシステム構成等を記載した本市独自の「運用マニュアル」を作成すること。
- (2) 障害時の緊急対応方法について明記すること。データ等においては、本市で編集可能な形式 (Word または Excel、PDF) にて納品すること。

4.2 管理者説明会

本業務で導入する機器等について、管理者への説明会を実施すること。

第5章 保守業務

(1) システム等の運用・管理

- ア 本業務にて導入するアクセスポイント、ネットワーク認証装置、デバイス管理装置の運用に関する問合せ対応を導入後 1 年間実施すること。
- イ 平常時の保守対応時間は、原則平日午前 9 時から午後 5 時 30 分までとすること。

(2) 障害時対応

- ア 障害発生時には障害箇所の特特定、障害範囲の調査などの状況把握を行うとともに、復旧に向けて迅速な対応を行うこと。
- イ 復旧後、原因究明及び対策を速やかに報告すること。
- ウ 緊急時に 24 時間連絡が取れる連絡先を用意すること。
- エ 障害事後対策として、収集した障害情報を基に原因を分析し、同様の障害が発生しないように是正措置・予防措置を講じること。
- オ 本市からの障害対応依頼などの窓口を一本化し、連絡事項（電話、電子メール）等に迅速に対応できること。

(3) 調査への協力・対応

本市への不当な脅迫等の事案が発生するなど、システム等の調査が必要な場合は、受託業者は過度な負担にならない範囲で協力・対応するものとする。

(4) その他

原則、提供システムの利用規約に準拠するが、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度、本市と協議の上決定すること。

第6章 検査・納品物

6.1 納品物、納品数量

(1) 業務端末（LGWAN 接続系端末）

- ・通常型ノートパソコン：53 台以上
- ・軽量型ノートパソコン：195 台以上

(2) ネットワーク認証装置：一式

(3) LGWAN 接続系アクセスポイント：22 台以上

(4) ドキュメント

納品物	納品数量
プロジェクト計画書	紙媒体：各一式 データ：PDF 形式
各サーバ機器（ハードウェア）及び導入ソフトウェア等の仕様に係るドキュメント	
各サーバ機器及び導入ソフトウェア等の各種設定報告に係るドキュメント	
操作マニュアル	
運用マニュアル	
打合せ記録簿	
各工程に係る資料、その他資料	

※ただし、操作マニュアルなど、今後更新作業が想定されるものについては、Word もしくは Excel 形式などの加工可能なデータ形式とすること。

6.2 納品場所等

(1) 納品場所は小矢部市役所及び本市が指定する場所とする。

(2) 納品期限は「1.4 事業スケジュール案」とする。

(3) 納品条件は以下のとおりとする。

ア 各業務が問題なく利用可能または稼働する状態として納品すること。

イ 各業務が正常に利用または稼働することを確認する試験などを全て実施し、納品時には全ての業務が仕様を満たし、正確かつ完全に作動し、直ちに使用可能であること。

ウ 全ての機器に対し、本市の情報セキュリティポリシーを遵守したセキュリ

ディ対策を行った上で納品すること。

第7章 機器・使用材料の負担

構築に必要な資材（本稼働以外のテスト用機器、接続回線およびその料金）は、受託業者の負担とする。

第8章 その他留意事項

8.1 再委託

- (1) 受注した本業務の主たる部分に関する再委託は原則として認めない。
- (2) 再委託を認める場合は、原則として、業務の主たる部分以外の内容に限定する。（業務の主たる部分以外の例：製品本体の物理的な不具合等に係る対応等）また、再委託業者に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (3) 再委託を行う場合においては、あらかじめ本市に届出し、承認を受けること。

8.2 契約不適合責任

- 1 発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。
- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

8.3 著作権

本業務で作成されたドキュメント、データに関する著作権については、原則とし

て本市に帰属するものとする。※パッケージ製品に関するものの他、作成したデザインで使用している元データは除く。

本業務委託契約終了後、この契約の対象となる成果物などすべての著作権については、本市に帰属することとなる。

8.4 紛争等

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら本市の責めに帰す場合を除き、受託業者の責任、負担において一切を処理すること。

この場合、本市は係る紛争等の事実を知ったときは、受託業者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を責任者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

8.5 情報漏えい

本業務の遂行にあたり、受託業者は業務上知り得た事項を第三者に漏えいしないように十分注意すること。

8.6 損害賠償

受託業者の責に帰すべき理由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、受託業者がその損害を賠償すること。

8.7 疑義事項

本仕様書において、明示なき事項又は疑義が生じた場合、その都度、本市と協議の上決定すること。

8.8 その他の追加提案

本業務の仕様は、現在、本市が最低限必要と考えているものである。

また、受託業者の専門的な立場から、他市の事例や今後の技術革新を見据え、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

8.9 支払方法

業務引渡し後、別途賃貸借入札で決定したリース会社から支払われるものとする。

リース開始までのスケジュールは以下のとおりとする。(予定)

令和7年11月上旬 入札申込

令和7年11月下旬 入札

令和7年12月上旬 リース開始

令和7年12月下旬 リース会社から受託業者への支払い